

2-S (2部追及)

称号

チャンピオングループ：得点 85.5 点以上、リザーブチャンピオン：得点 85.4 ~ 81.0 点

科目、配点 [90点満点]

A 服従作業 (60点)

科目 1 紐無脚側行進	(10点)
科目 2 常歩行進中の停座及び招呼	(10点)
科目 3 常歩行進中の伏臥及び招呼	(10点)
科目 4 常歩行進中の立止	(10点)
科目 5 ダンベル持來 (指導手所有の 100g 以上)	(10点)
科目 6 片道障害飛越 (高さ：体高の約 1.2 倍 最高 70cm)	(10点)

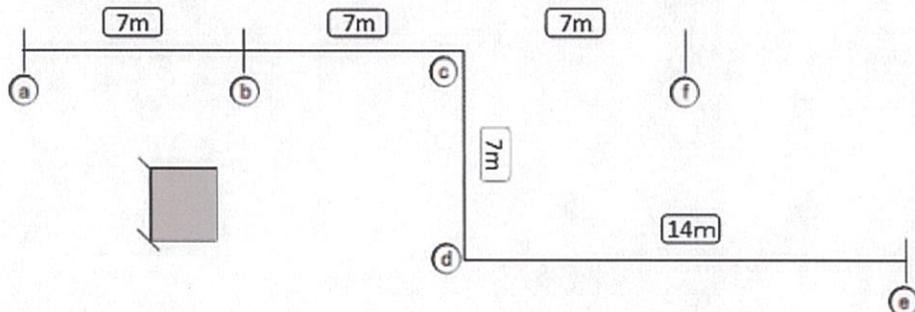
B 第三者印跡によるコース全長 150 歩の足跡追及作業 (30点)

出発点、停座姿勢及び犬の臭気採取態度	(5点)
第 1 遺留物品の発見態度	(5点)
最終遺留物品の発見態度	(5点)
出発点から最終遺留品までの追及態度	(15点)

実施要領

A 服従作業

コース図



作業開始前に指定の場所で脚側停座させ（紐付きでもよい。）、審査員にゼッケン番号、犬名、指導手名を申告する。

科目 1 紐無脚側行進

声視符 「アトヘ」（出発、コーナー×4、折り返し、終点）、「スワレ」

①点で紐無し（紐は指導手の肩に掛ける。）で脚側停座させ、審査員の指示により常歩で進み、②点で右折した地点から緩歩で③点に進み左折した地点から常歩で④点まで進み反転し、止まることなく速歩で⑤点で右折、⑥点で左折し、⑦点に戻り反転した地点で脚側停座させる。

科目 2 常歩行進中の停座及び招呼

声視符 直接脚側停座の場合「アトヘ」、「スワレ」、「コイ」、「アトヘ」、「スワレ」

対面停座の場合 「アトヘ」、「スワレ」、「コイ」、「スワレ」、「アトヘ」、「スワレ」

①点で脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側行進で進み、②点で指導手は歩度を変えずに犬に停座を命じ、振り返ることなく③点まで進み犬と対面する。審査員の指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、対面停座をしてから審査員の指示により脚側停座させる。

科目 3 常歩行進中の伏臥及び招呼

声視符 直接脚側停座の場合「アトヘ」、「フセ」、「コイ」、「アトヘ」、「スワレ」

対面停座の場合 「アトヘ」、「フセ」、「コイ」、「スワレ」、「アトヘ」、「スワレ」

①点で脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側行進で進み、②点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、振り返ることなく③点まで進み犬と対面する。審査員の指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、対面停座をしてから審査員の指示により脚側停座させる。

科目4 常歩行進中の立止

声視符 「アトヘ」、「タッテ」、「スワレ」

④点で脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側行進で進み、⑤点で指導手は歩度を変えずに犬に立止を命じ、振り返ることなく④点まで進み犬と対面する。審査員の指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を回り犬のもとへ戻り、審査員の指示により脚側停座させる。審査員の指示により④点に戻る。

科目5 ダンベル持来（指導手所有の100g以上）

声視符 直接脚側停座の場合「マテ」、「モッテコイ」、「コイ」、「アトヘ」、「スワレ」、「ダセ」

対面停座の場合 「マテ」、「モッテコイ」、「コイ」、「スワレ」、「ダセ」、「アトヘ」、「スワレ」

指導手はダンベルを持ち④点で脚側停座させる。指導手は本科目終了までその場から移動してはならない。審査員の指示により犬に待てを命じ、ダンベルを7m以上投げる。ダンベルを投げるとき指導手は1歩踏み出してもよいが、速やかに元の姿勢に戻さなければならない。審査員の指示により持来させる。犬がダンベルを咥えたら犬を招呼し、直接脚側停座するか、対面停座をさせ審査員の指示によりダンベルを受け取る。対面停座をした場合は、審査員の指示により脚側停座させる。

科目6 片道障害飛越（高さ：体高の約1.2倍 最高70cm）

声視符 「トベ」、「マテ」、「スワレ」

障害から任意の位置で脚側停座させ、審査員の指示により指導手は位置を変えずに犬に飛越を命じ、飛越をしたら審査員の指示なく立止を命じる。審査員の指示により指導手は常歩で犬の右側へ行き、審査員の指示により脚側停座させる。審査員の指示により犬に紐を付け終了する。

B 足跡追及作業

作業開始前に指定の場所で脚側停座させ、審査員にゼッケン番号、犬名、指導手名を申告する（紐を外さなくてもよい。）。

- コースは全長150歩で2屈折の3直線、第三者の足跡とする（地形によっては審査員の指示によりコース各辺の長短を変更することができる。）。
- 遺留足跡を印跡した後、足跡追及作業を開始する。
- 遺留物品は2個（途中に1個、最終地点に1個）とし、所要時間は、犬が出発してから最終物品を発見（確認）するまで3分以内とする。
- 紐の使用は任意とするが、使用する場合は紐の長さを約10mとする。
- 印跡は、審査員の指示により、第三者が出発点を十分に踏んだ後、その中央に印跡者の臭気を直付けした布片（約ハンカチ半分大）を置き出発し、通常の歩幅と速度で約50歩進んだ地点で第1屈折を直角に曲がる。曲がってから約25歩進んだ地点で第1遺留品を印跡上に置く。そのまま進み、約25歩進んだ地点で第2屈折を直角に曲がる。曲がってから約50歩進んだ地点を終点とし、そこに第2遺留品（最終遺留品）を置く。使用する遺留品は、布、皮、木片、合成樹脂及び紙製品とし、大きさは手帳大までとする。（ダンベル、ボール、その他 色、大きさ、形状の目立つものは不可とし、屈折は右及び左どちらでもよい。）
- 印跡時に出発点、直線部、屈折、終点に識別用の印（ピン）を使用してもよい。
- 遺留物品を発見した場合の動作は立止、停座、伏臥いすれかの姿勢のポイントとし、咥えてはいけない。遺留物品全てで同じ姿勢でなくてもよい。
- 出発点で停座させ、審査員の指示により、布片を犬に嗅がせ、指導手は「探せ」等の命令を掛け、犬に方向を示すことなく追及させる。
- 紐を使用する場合は、犬が印跡線上を進むにつれ紐を繰り出し、紐が伸びる直前にその末端を持ち追従する。紐の一部が必ず地面に接していること。紐を使用しない場合は犬が印跡線上を約10m進んだらその間隔を保ちながら追従する（最終遺留品まで。）。
- 犬が第1遺留物品を発見しポイント姿勢を示したら、審査員の指示により、速やかに犬のもとに行き（このとき犬に待てを命じてもよい。）、遺留物品を審査員に提示する。再び第1遺留物品のあった地点から指導手は「搜せ」等の命令を掛け、犬に方向を示すことなく追及させる。犬が最終遺留物品を発見しポイント姿勢を示したら、審査員の指示により、速やかに犬のもとに行き（このとき犬に待てを命じてもよい。）、遺留物品を審査員に提示する。審査員に計2個の遺留物品を提出して終了とする。
- 声視符の使用は、出発時、途中での遺留物品の発見時、再出発時及び最終遺留物品の発見時だけとする。